

社会福祉法人三和会みつばの会 会則

第一条 (名 称)

本会は社会福祉法人三和会みつばの会（以下「本会」という）と称し、事務所を社会福祉法人三和会（以下「三和会」という）事務局内に置く。

第二条 (目 的)

本会は三和会の経営する福祉施設の拡充・整備・改善等にその資金の一部として援助協力する事を目的とし、もって施設利用者の福祉に寄与するとともに、地域福祉の担い手としての活動を行なう。

第三条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 三和会の運営する事業及び新規事業展開に要する活動資源のための収益事業
- (2) 三和会の指向する社会福祉法人福祉事業についての啓発及び広報活動
- (3) 知的障害者施設と地域との交流を深めるための各種活動
- (4) その他、本会の目的達成のため必要と認めた事業

第四条 (会 員)

本会の趣意に賛同し、賛助金を納入した者をもって会員とする。

2. 三和会の施設で生産する授産品等を年額50,000円以上購入する者。

第五条 (賛助金)

賛助金は次のとおりとする。また口数は随意とする。

- ①個人賛助会員 年会費 1口 2,000円
- ②法人賛助会員 年会費 1口 5,000円
- ③家族会員 月会費 1口 1,000円

- 2、第四条2項の者については、賛助金は免除される。

第六条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名（会計担当1名・書記担当1名）
3. 運営委員 若干名
4. 監 査 2名

第七条 (役員を選任)

1. 会長・副会長は運営委員の互選とする。
2. 運営委員は、会員に関係なく会長が委嘱する。

第八条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおり。

1. 会長は、会を代表し、会務を統括する。その他、全ての会議を司会する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 運営委員は、会の運営を協議する。
4. 監査は、会計監査を行ない、年度末においてその結果を役員会に報告する。

第九条（役員任期）

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選出された役員任期は、前任者の残存任期とする。

第十条（運営）

1. 会議は会長が召集し、役員会が会務の処理に当たる。
2. 経費は賛助金及び事業収入をもってまかなう。

第十一条（会計）

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
2. 会長は会計年度当初において予算並びに決算書を作成し、監査の監査を得て役員会の承認を受けなければならない。
3. 会長は前項の認定を受けた書類の内容を、会報等により会員へ開示するものとする。

第十二条（入会申込）

別紙申込用紙に必要事項を記入し、賛助金を添えて事務局または運営委員に届けて入会する。

第十三条（施行年月日）

この規定は、昭和59年4月1日よりこれを施行する。

平成14年4月1日一部改定

平成20年4月1日一部改定